# ○十和田市ひとり親家庭等医療費給付条例施行規則

平成17年1月1日 規則第102号

改正 平成17年3月31日規則第186号 平成20年11月20日規則第73号 平成21年7月31日規則第36号 平成28年3月31日規則第12号 平成28年7月1日規則第42号

(趣旨)

第1条 この規則は、十和田市ひとり親家庭等医療費給付条例(平成17年十和田市条例第126号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例によるものとする。 (資格証の交付申請)
- 第3条 条例第4条の規定により資格証の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、ひとり親家庭等医療費受給資格証交付(更新)申請書(様式第1号)により市長に申請しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - (1) 申請者、申請者と生計を同じくする配偶者及び扶養義務者の前年分(1月から7月までの申請の場合は前々年分)の所得状況及び課税状況を証する書類
  - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 3 第1項の申請の際には、医療保険各法の被保険者若しくは被扶養者であることを証する被保険者証又は組合員証を提示しなければならない。

(平28規則42·一部改正)

(資格証の交付等)

- 第4条 市長は、前条に規定する申請を審査した結果、給付対象者と認定したときは、ひとり親家庭等医療費受給資格証(様式第2号。以下「資格証」という。)を添えてひとり親家庭等医療費受給資格認定通知書(様式第3号)により、給付対象者と認定しないときは、ひとり親家庭等医療費受給資格証交付(更新)申請却下通知書(様式第4号)により、その旨を申請者に対し通知するものとする。
- 2 前項の規定による資格証を交付する場合の受給資格の始期は、原則として資格証の交付の申請のあった日とする。

(平28規則42·一部改正)

(転出による資格喪失)

第5条 給付対象者は、市の区域内に住所を有しなくなった日の翌日からその資格を喪失する。ただし、市の区域内に住所を有しなくなった日に他の市町村の 区域内に住所を有するに至ったときは、その日から資格を喪失する。

(資格証の更新等)

- 第6条 資格証は、毎年8月1日に更新する。
- 2 受給資格者は、毎年7月1日から同月31日までの間に、ひとり親家庭等医療 費給付現況届(様式第5号)に第3条第2項各号に掲げる書類及び資格証を添 えて市長に提出し、資格証の更新を申請しなければならない。
- 3 第4条第1項の規定は、資格証の更新について準用する。

(平28規則42·一部改正)

(資格証の再交付)

- 第7条 受給資格者は、資格証を破損し、汚損し、又は亡失したときは、ひとり 親家庭等医療費受給資格証再交付申請書(様式第6号)を市長に提出して、そ の再交付を申請することができる。
- 2 受給資格者は、資格証を破損し、又は汚損して再交付を受けようとするとき は、前項の申請書にその資格証を添付しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定により再交付する資格証には、再交付の表示をするも

のとする。

4 受給資格者は、資格証の再交付を受けた後に亡失した従前の資格証を発見したときは、速やかに従前の資格証を市長に返還しなければならない。

(平28規則42·一部改正)

(医療費の給付申請)

- 第8条 条例第5条第1項第2号の規定により受給資格者から子ども医療費の給付を受ける権利の委任を受けた医療機関等その他の者が子ども医療費の給付を受けようとするときは、ひとり親家庭等医療費給付申請書(様式第7号)にひとり親家庭等医療費請求書送付書(様式第8号)を添えて市長に提出しなければならない。
- 2 受給資格者は、条例第5条第1項第3号の規定により医療費の給付を受けようとするときは、ひとり親家庭等医療費給付申請書(様式第7号)に保険医療機関等の発行する領収書(ひとり親家庭等医療費給付申請書に保険医療機関等の証明がある場合は、省略することができる。)を添えて、市長に提出しなければならない。
- 3 前項の申請には、資格証及び当該給付対象者の医療保険各法の被保険者又は 被扶養者であることを証する被保険者証又は組合員証を提示しなければならな い。

(平28規則42·一部改正)

(医療費の給付決定等)

第9条 市長は、前条に規定する請求書又は申請書を審査した結果、医療費の給付を適当と認めたときはひとり親家庭等医療費給付決定通知書(様式第9号)により、不適当と認めたときはひとり親家庭等医療費給付申請却下通知書(様式第10号)により受給資格者に通知するものとする。

(平28規則42·一部改正)

(父又は母の医療費)

第10条 条例第2条第6項第2号に規定する父又は母の医療費は、同項第1号の

規定によって得られた額のうち、保険医療機関等(薬局を除く。)ごとに、1 月につき1.000円を超えた額に相当する額とする。

(資格の変更等の届出)

第11条 受給資格者は、資格証の記載事項に変更を生じたとき、又は給付対象者 が条例第5条第3項各号のいずれかに該当したときは、速やかにひとり親家庭 等医療費受給資格変更(消滅)届(様式第11号)に資格証を添えて市長に届出 しなければならない。

(平28規則42・旧第12条繰上・一部改正)

(損害賠償の届出)

第12条 受給資格者は、条例第8条に規定する損害賠償を受けたときは、速やかに損害賠償受給報告書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

(平28規則42・旧第13条繰上・一部改正)

(医療費の返還)

第13条 条例第8条及び第9条の規定により医療費の返還をさせる場合は、ひとり親家庭等医療費返還通知書(様式第13号)により通知するものとする。

(平28規則42・旧第14条繰上・一部改正)

(医療費受給資格者台帳等)

- 第14条 市長は、受給資格者に係るひとり親家庭等医療費受給資格者台帳及び医療費の給付に係るひとり親家庭等医療費給付台帳を整備しておくものとする。
- 2 市長は、前項のひとり親家庭等医療費受給資格者台帳及びひとり親家庭等医療費給付台帳の全部又は一部の備付けを電磁的記録(電子的方式、磁気的方式 その他の人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の備付けをもって行うことができる。

(平28規則42·追加)

(添付書類の省略)

第15条 市長は、この規則の規定により申請書又は届書に添えて提出する書類等

について、証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当 該書類を省略させることがある。

(平28規則42·旧第16条繰上)

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(平28規則42・旧第17条繰上)

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の十和田市ひとり親家庭等医療費給付条例施行規則(平成4年十和田市規則第1号)又は十和田湖町ひとり親家庭等医療費給付条例施行に関する規則(平成8年十和田湖町規則第5号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年規則第186号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年規則第73号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年規則第36号)

- 1 この規則は、平成21年8月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、この規則により改正され た規定であって改正後の様式により記載することが適当でないものについては、 当分の間、なお従前の例による。

附 則 (平成28年規則第12号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年規則第42号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 次号及び第3号に掲げる規定以外の規定 公布の日
  - (2) 第2条中十和田市ひとり親家庭等医療費給付条例施行規則様式第1号及び様式第2号の改正規定(様式第2号に係る部分に限る。) 平成28年8月

# 十和田市ひとり親家庭等医療費助成受給資格証交付申請書

十和田市長 様 年 月 日

十和田市ひとり親家庭等医療費給付条例第4条の規定により、下記のとおり申請します。 なお、受給資格の認定に必要な限度で、公簿等を確認することに同意します。

また、医療機関等において診療に係る現物給付を受けた場合、その医療機関等が現物給付した範囲内において、直接十和田市に請求することを委任します。

をい.	ζ,	旦接-	一和田	巾に請え	ドすることを	2 安仕しま	9 .					
	自	主所							電	話番号	클	
申請者	B	5名				E	D	生年	月日			
者	罪	哉業	(T	EL			)				(	)
				<b>発</b> 名		生年月	日	続	柄	同	居・別居	※交付番号
対象者												
者												
					氏名 氏名				続杯	ī		*
上記	.以夕 居家											
(同-	一住	所で										
別世帯	を含	む)										
加入	-	保険	の種类	頁				記号		号		
医療仍			険者						番	号		
		<b></b>	- 1 H HA	/ A		`						
$\begin{vmatrix} 1\\2 \end{vmatrix}$					:員分の写 l 通帳(申詞		- 『日 ヱ	)				
3					週帳(中記   月以内ので							
4					(1月1				主所カ	ぶなか	った方)	※写し可
課上	툿	課長	補佐	係長	係員	受付						

(表)

	氏 名	<b>炒</b> / ↓ ↓ A ★ ff A	公費負担者番号
	氏名	給付対象者氏名	受 給 者 番 号
受給	生 年 月 日	生年月日 性別	受給期間
者			
	住所		
加入	保険者等の名称		
保険	被保険者証 記号 番号		
	T記の者は、医療費の給付の対象となる者であること E明する。		
	年 月 日		
	十和田市長		

# 注 意 事 項 1 この証は、十和田市ひとり親家庭等医療費給付条例により、医療費の給付を受けるために必要とする証ですから、大切に保管してください。 2 ①現物給付 (児童のみ) 対象者が、医療費の給付を受けるとき、保険証とこの受給資格証及び入院時には、限度額適用認定証をあわせて、保険医療機関の窓口に提示すると、医療費の現物給付を受けることができます。(県内に限る。) ② 債 選払及び場外で受診 一部負担金の給付を受けることができます。たびし、父又はおの場合は、その領収書を受領し、診療目から2年以内に給付申請してください。申請に基づき、市から一部負担金の給付を受けることができます。たびし、父又はおの場合は、保険医療機関ごと1か月につき、1,000円(処方後が発行された場合は、病院と素局の合算)を負担していただきます。 3 次のような場合には、必ず届け出てください。 ① 加入医療保険に変更があったとき負担していただきます。 ③ なるを要更したとき ④ 口座振替依頼金融機関の解約や変更をしたとき4 転出等により資格を実ったときは、この証を返してください。 5 この証を破ったり、汚したり、又は紛失したときは、再交付を受けてださい。 6 偽りその他不正の行為により医療費の支給を受けたときには、費用の返還をさせられることがあります。

様式第3号(第4条関係)

# ひとり親家庭等医療費受給資格認定通知書

年 月 日

様

十和田市長

印

年 月 日付けで申請のありました十和田市ひとり親家庭等医療費受給資格について、審査の結果受給資格があると認められたので通知します。

なお、ひとり親家庭等医療費受給資格証を下記のとおり同封いたします。

記

番	号	対	象	者	氏	名	備	考

- 1 この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から 起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。なお、この決定 があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌 日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第4号(第4条関係)

ひとり親家庭等医療費受給資格 証交付(更新)申請却下通知書

年 月 日

様

十和田市長

印

年 月 日付けで申請のありました十和田市ひとり親家庭等医療費受給資格について、審査の結果下記の理由により受給資格がないと認められたので通知します。

記

理 由

- 1 この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から 起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。なお、この決定 があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌 日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

# 様式第5号(第6条関係)

十和田市ひとり親家庭等医療費給付現況届

次のとおり、ひとり親医療費給付制度の現況を届け出ます。

なお、受給資格期間中、受給資格の認定に必要な限度で公簿を確認することに 同意します。

		4	丰	月	日						
	フリガナ										
申	氏 名										<b>(P)</b>
	性 別						生年月日				
請	住 所	電話	番号								
者								児童扶養	手当番号		
	勤務先	番号					生活保護	受給状況	受;	給中・非受給	
加入医	保険の種	類					₩ /□ PA +X =T	記号			
加入医療保険	被保険者						被保険者証	番号			
保険者	名称										
対	氏		名		生	年	三月 日	性別	受給者番-	号	受給有無
象											
者											
の											
状											
況											
	,				•			,			

# 様式第6号(第7条関係)

# ひとり親家庭等医療費受給資格証再交付申請書

年 月 日

十和田市長 様

住 所 申請者 氏 名 **(印** 

下記の理由により、十和田市ひとり親家庭等医療費受給資格証の再交付を申請します。

対	象	者	氏	名		
理				由	1 受給資格証をなくしたため 2 受給資格証の破損、汚損が著しく使用に堪えないため 3 その他	

(注意) 破損又は汚損を理由として申請する場合は、現在の資格証を添付してください。

# 様式第7号(第8条関係)

(その1)

ひとり親家庭等医療費申請書

年 月 日

十和田市長 様

所 在 地 医療機関等の 名 称 開 設 者

**(1)** 

年 月分ひとり親家庭等医療費の給付を下記のとおり申請します。

記

受給者番号 第 号	加入保険種	意別 協・組・	日・船・共・国
対象者氏名 年 月 日生(男・女)	被保険者記号・番	証号	
入院・入院外・歯科・薬剤・整骨	被保険者名(父・	母)	
八虎、八虎八、面科、采用、笠目	診療 日数		日
病名	診療報酬総点数	保険負担点数	自己負担点数
	点	点	点
	自己負担額	支給決定額	付加給付額
	*	*	*

※印欄には記入しないでください。

様式第7号(第8条関係)

(その2)

ひとり親家庭等医療費給付申請書

年 月 日

十和田市長 様

住所

申請者

氏名

年 月分の医療費の給付を申請します。

受 診 者 氏 名	生 年 月 日	受 給 者 番 号
男	/r	第    号
女	年 月 日	
体 医 証	記号	保険種別 協・組・日・船・共・国
記号番号	番号	保 険 者 名
支払金融機関	銀行	店口座番号

※「支払金融機関」欄には〔更新手続〕をした時の銀行名・口座番号を記入すること。

	保険診療	入 院	点		法 担	一部	負担受領額	
	総 点 数 (入院時食事療		点					
保	養費を除く)		点(円)		点	į	点	円
険医療	入 食事療養費入 院 日 数		1日当た標準負		Д	標準負担 受領総額		円
機関証	(※入院時食事	事療養費につい 担金及び標準負	ては、平成17		以前の分のみ	<u>'</u> 記入してく	ださい。)	1 1
欄			-		幾 関 等 の 也 ・ 名 称			
			院長	(開設	者)氏名			

	一部負担額	A	標準負担額	В	付加給付金	С	受給者負担額	D	給付決定額(A+B-C-D)
ſ									

※太枠内は申請者が記入してください。

# 様式第8号(第8条関係)

年 月分 ひとり親家庭等医療費請求書送付書

	十和田市長	様			年	月	日			
	Tanana	PK.		医療機関等の	所在地 名 称 開設者		(1)			
次の	次のとおり、ひとり親家庭等医療費の請求書を送付します。									
	区 分	件	数	診療報酬総点数	保険負担点数	請求	金	額		
玉	3割(7割給付)			点	点			円		
保	2割(8割給付)			点	点			円		
社	3割(7割給付)			点	点			円		
社保等	2割(8割給付)			点	点			円		
	合 計			点	点			円		
								=		
*	決 定									

※印欄は、記入しないでください。

様式第9号(第9条関係)

# ひとり親家庭等医療費給付決定通知書

年 月 日

様

十和田市長

印

年 月 日付けで申請のありましたひとり親家庭等医療費給付申請( 年 月分)について、下記のとおり決定したので通知します。

記

受	診	者	氏	名						
給		付		額						
支	払		期	日	年	月	日			
支	払		方	法						

- 1 この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、 市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴え を提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6 か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴 えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審 査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消 しの訴えを提起することができます。

様式第10号 (第9条関係)

ひとり親家庭等医療費給付申請却下通知書

年 月 日

様

十和田市長

印

年 月 日付けで申請のありましたひとり親家庭等医療費給付申請 (年 月分)について、下記の理由により給付できないので通知します。

記

理 由

- 1 この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から 起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。なお、この決定 があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌 日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第11号(第11条関係)

ひとり親家庭等医療費受給資格 変更 消滅 届

年 月 日

十和田市長 様

住 所

申請者

氏 名 印

下記のとおり資格証を添えて届出します。

記

# 1 変更届

区				分	新	Iβ	変	更	年	月	日
対	住			所							
	氏			名							
象	加	種		別							
豕	入	記	号 番	号							
	保	保	険	者							
者	険	所	在	地							
受給者	住			所							
者	氏			名							

# 2 消滅届

消	滅事項	
理	由	

様式第12号(第12条関係)

損害 賠償 受給報告書

年 月 日

十和田市長 様

住 所

申請者

氏 名 印

下記のとおり損害賠償を受けたので報告します。

記

	象者	住		所		
対1		氏		名	生年月日	
		資	格証番	号		
坦 ′	害賠	住		所		
償:	をし	氏		名	生年月日	
た	者	職		業		
		名		称		
医機	療関	所	在	地		
		診	療 期	間		
損	害	賠	償	を		
受	け	た	内	容		

様式第13号(第13条関係)

## ひとり親家庭等医療費返還通知書

年 月 日

様

十和田市長

印

先に給付した医療費について、下記のとおり過支給が生じたので、速やかに返還してください。

記

# 1 医療費

;	給	付	年	月	日	既	給	付	額	新	給	付	額	要	返	還	額
			年	月	日				円				円				円

- 2 返還理由
- 3 返還金納付期日

年 月 日

4 返還方法

- 1 この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から 起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。なお、この決定 があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌 日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第1号(第3条関係)

(平28規則42・全改)

様式第2号(第4条関係)

(平28規則42·全改)

様式第3号(第4条関係)

(平28規則12・全改)

様式第4号(第4条関係)

(平28規則12・全改)

様式第5号(第6条関係)

(平28規則42・全改)

様式第6号(第7条関係)

様式第7号(第8条関係)

(平28規則42・全改)

様式第8号(第8条関係)

様式第9号(第9条関係)

(平28規則12・全改、平28規則42・旧様式第10号繰上)

様式第10号(第9条関係)

(平28規則12・全改、平28規則42・旧様式第11号繰上)

様式第11号(第11条関係)

(平28規則42・旧様式第12号繰上・一部改正)

様式第12号(第12条関係)

(平28規則42・旧様式第13号繰上・一部改正)

様式第13号(第13条関係)

(平28規則12・全改、平28規則42・旧様式第14号繰上・一部改正)